

地域密着型サービスの新規指定申請については、まず新規指定を考えておられる事業所所在地の各市町村介護保険担当課に事前相談をしていただき、**当該サービスについて新規指定申請を行うことができるかどうかを確認**してください。新規指定申請が可能と認められた場合に限り、以下の手順により事前協議を行ってください。

介護保険指定事業者については、人員基準とともに設備に関する様々な基準が定められており、認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む。以下同じ。）事業者として指定を受けるためにはそれらの基準に適合している必要があります。

新規に認知症対応型共同生活介護事業を始められる場合は、建物や設備の整備計画（案）がこれらの基準に適合しているかをあらかじめ確認させていただくため、**事前協議**を行っています。

必ず、事業を行おうとする建物の改修や新築工事等に**着手される前に**、下記書類を揃えたうえで、南河内広域事務室へ**お越しください。**[（要予約。詳細は次ページ参照）](#)

1 事前協議に必要な書類

	提出書類	説明
①	地域密着型サービス事前相談書(事前相談様式1):市町村受付印が押された原本	各市町村介護保険担当課にあらかじめ相談し、指定申請が可能か確認してください。可能と認められると、市町村受付印が押されます。
②	事業計画書(協議様式1)	現段階での計画(予定)内容を記入してください。
③	施設整備チェックリスト(協議様式2)	施設整備計画の際の参考としてください。なお、必ず全ての項目について、あらかじめよく確認しておいてください。
④	都市計画法および建築基準法に関する事前確認書(協議様式3)	建築確認申請等の手続きが必要な場合は、スケジュール等を確認・明記してください。 手続き不要との案内を受けた場合は、何故不要なのかを具体的に明記してください(理由・根拠法令など)。
⑤	消防署との協議記録(協議様式4)	手続きの内容や検査完了までのスケジュールを確認・明記してください。
⑥	土地および建物の図面	建物の図面については、 食堂・機能訓練室の正確な面積 や、 玄関・廊下・トイレ入口等の(開口)幅 が確認できるもの(面積や幅については、 内法 による測定)。 土地の図面は、避難経路や送迎車の駐停車スペース等が確認できるもの。
⑦	近隣の住宅地図等	施設周辺の様子がわかるもの。
⑧	現況の写真	A4用紙(1ページに2~8枚程度が納まるよう)に印刷又は貼り付けの上、提出してください。(カラー写真)
⑨	賃貸借契約書(案)	申請者(法人)所有の場合は不要です。ただし、建物が法人所有であっても、土地の所有者が異なる場合は土地の賃貸借契約書等が必要となります。 なお、法人代表者が所有する物件の場合でも、法人代表者と法人との間で賃貸借契約を取り交わしていただく必要があります。 ※賃貸借契約書については、 使用用途(目的)が認知症対応型共同生活介護事業を行える内容となっているか(「居宅」等は不可) 、 契約期間満了後に契約更新を行える旨の規定があるか 等をあらかじめ確認しておいてください。
⑩	土地及び建物登記簿謄本	※新築の場合は建物登記簿謄本を除く

2 事前協議から指定までの流れ

- ① **事前協議の予約（電話）** （なるべくお越しいただく二週間程前までに）



② **事前協議**

事前協議の受付期間は設けていませんが、下記日程は除きます（受付できません）。

・月初、10日（土・日・祝日等の場合、**翌**開庁日）

・月末、15日（土・日・祝日等の場合、**前**開庁日）



③ **施設の建築・改修、人員の確保等**

事前協議終了後（受理後）でなければ建築・改修等に着手することはできません。
（事前協議の内容によっては、間取りや設計の変更が必要となる場合があるため。）



- ④ **指定申請（本申請）の予約（電話）** （なるべく事業開始月の前々月上旬頃までに）



⑤ **指定申請（本申請）**

- 事業開始月の前々月16日～前々月末（補正期限は事業開始月の前月10日）
…詳細は事前協議受付時にご案内します。なお、平成28年4月1日から指定申請について手数料が導入されています。



- ⑥ **現地調査**（事業開始月の前月12日～19日頃にお伺いします。）



⑦ **事業開始（指定日）**

【 ご予約・お問い合わせ先】

T e l : **0721-20-1199**（南河内広域事務室 広域福祉課 介護保険担当）

【 開庁日時 】 土・日・祝日および12月29～1月3日を除く

平日9：00～17：30

3 人員及び設備に関する基準について (介護予防) 認知症対応型共同生活介護

(1) 人員に関する基準について

職種	資格要件	配置基準
<p>代表者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の<u>いずれか</u>の経験を有していること ①特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、認知症高齢者の介護に従事した経験 ②保健医療サービス又は福祉サービスの経営に携わった経験 ・厚生労働大臣が定める研修を修了していること 「認知症介護サービス事業開設者研修」 	
<p>管理者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症高齢者の介護に従事した経験を有すること ・厚生労働大臣が定める下記の研修を修了していること 「認知症対応型サービス事業管理者研修」 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>共同生活住居（ユニット）ごとに配置すること</u> ・ 常勤であること ・ 専ら管理者の職務に従事する者であること ただし、次の場合は、兼務が可能（ユニットの管理上支障がない場合に限る） (ア) 当該共同生活住居の他の職務に従事する場合 (イ) 同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事する場合 (ウ) 併設する小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事する場合

<p>介護従業者</p> <p>【小規模多機能型居宅介護事業所を併設する場合】</p> <p>※ 員数を満たす介護従業者を置くほか、小規模多機能型居宅介護事業所の人員を満たす従業者を置いているときは、併設する小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 1人以上は常勤であること <p>【夜間及び深夜の時間帯以外】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の数が3又はその端数を増すごとに、常勤換算方法で1人以上配置すること（3：1） <p>【夜間及び深夜の時間帯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜勤を行わせるために必要な数以上配置すること <p>※ 事業所ごとに利用者の生活サイクル等に応じて設定する</p> <p>※ 利用者の処遇に支障がない場合は、夜勤を行う職員が以下の職務を兼務することができる。</p> <p>①併設する他の共同生活住居の職務（最大でも2ユニットまで）</p> <p>②併設する小規模多機能型居宅介護事業所の職務（当該グループホームが1ユニットの場合に限る）</p>
<p>計画作成担当者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護支援専門員 ・ 介護支援専門員以外の計画作成担当者は、特別養護老人ホームの生活相談員や介護老人保健施設の支援相談員等として、認知症高齢者の介護サービスに係る計画の作成に関し実務経験を有するものを充てること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同生活住居ごとにおくこと ・ 保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し、知識及び経験を有する者であること ・ 厚生労働大臣が定める研修を修了していること「実践者研修」又は「基礎課程」 ・ 専らその職務に従事する者であること <p>ただし利用者の処遇に支障がない場合は、当該共同生活住居の他の職務もしくは管理者との兼務が可能とする</p> <p>オ 計画作成担当者のうち少なくとも1人は介護支援専門員を持って充てなければならない。ただし、次の場合は介護支援専門員を置かないことができる。</p> <p>※併設する小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員との連携により当該認知症対応型共同生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないとき</p>
<p>【注】①「専従」：サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないこと</p> <p>②「常勤」：当該事業所における勤務時間が、当該事業所の就業規則等において定められている常勤の従業者が勤務するべき時間（週32時間～40時間）に達していること</p> <p>③「常勤換算」：当該事業所の従業者の勤務時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務するべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算すること</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p><例> 常勤の従業者が勤務するべき時間数 週40時間の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従業者Aの勤務時間数 週16時間 → 16h/40=0.4人 ・ 従業者Bの勤務時間数 週24時間 → 24h/40=0.6人 <p>上記の場合、従業者A、Bの2人で常勤換算1を満たすことになる。</p> <p>なお、従業者A、Bとも勤務時間数が常勤の従業者が勤務するべき時間数（週40時間）に満たないため、雇用契約上の雇用形態に関係なく「非常勤」として取り扱う。</p> </div>		

(2) 設備に関する基準（および行政指導事項）について

設備	内容
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1又は2の共同生活住居（ユニット）を有すること ・ 共同生活住居の入居定員は5人以上9人以下とすること
①居室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個室であること（処遇に必要な場合は2人部屋も可） ・ 1の居室の床面積が、7.43㎡（約4.5畳）以上であること ※収納設備は別途確保するなど利用者の私物等も置くことができる十分な広さとする
②居間	<ul style="list-style-type: none"> ・ ①～⑦を設けること ・ 居間及び食堂は同一の場所にできる
③食堂	※居間及び食堂は同一の場所にできるが、その場合もそれぞれの機能が独立していることが望ましい
④台所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1つの事業所に複数の共同生活住居を設ける場合でも、居間、食堂、台所については、各共同生活住居ごとに専用でなければならない
⑤浴室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理上支障がない場合は、事務室については、兼用であっても差し支えない ・ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備
⑥消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防法その他の法令等に規定された設備を確実に設置すること ・ たばこ、ライター等の適切な管理や消火・避難訓練の徹底など、防火体制の強化を図ること
⑦その他日常生活上必要な設備	
立地	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅地の中又は住宅地と同程度に家族や地域住民との交流の機会が確保される地域の中にあること

(3) その他

短期利用共同生活介護	以下の施設基準を満たすものとして、事前に市町村長に届出を行うことが必要です ア 3年以上事業を行っている事業所で行うことができる イ 定員の範囲内で空き居室や専用居室を利用する ウ 1ユニットに1人まで エ あらかじめ30日以内の利用期間を定める
------------	---

その他施設整備にあたっては、（協議様式2）認知症対応共同生活介護整備チェックリストを併せてご確認ください。